

平成30年度 随意契約 案件一覧
(物品調達等 契約検査課)

(予定価格が地方自治法施行令別表第5で定める額を超える一者随意契約)

【1者による随意契約の理由】

平成30年4月1日～平成30年6月5日

	件名	発注所属	契約の相手方を選定した理由	業者名	契約金額(税込)	契約日	契約方法
1	平成30年度 各種行事に伴う生花購入【単価契約】	秘書課	市内外の広範囲な指定場所に迅速かつ確実に納入を要するもので、なおかつ、葬儀等土日祝日に行われる行事にも迅速かつ確実な納入を要するものである。 右記組合は、生花店を営む組合員で構成される市内で唯一の団体であり、納入場所等の条件を勘案して、確実に履行できる組合員を指定してもらうことで、迅速かつ確実に履行できるため。	長崎市田中町279番地43 長崎花き園芸農業協同組合 代表理事 後田 博之	1,589,760円	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
2	小学校教科書・指導書購入(その1)【単価契約】	教育委員会 教育総務部	教科書・指導書については、発行者が教科書供給会社と教科書供給契約を結んで供給を行っている。 長崎県においては、教科書供給会社である長崎県教科書株式会社が管内の取次供給所を選定し、当該取次供給所が実際の供給(販売)を行っている。 長崎市においては、3社の取次供給所を選定し供給を行っているが、納入する学校によって取次供給所(販売店)が決まっているため、右記業者と1者による随意契約を行うもの。	長崎市銅座町6番25号 (株)ナカオ 代表取締役 中尾 伸夫	7,542,286円	平成30年4月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
3	小学校教科書・指導書購入(その2)【単価契約】	教育委員会 教育総務部	教科書・指導書については、発行者が教科書供給会社と教科書供給契約を結んで供給を行っている。 長崎県においては、教科書供給会社である長崎県教科書株式会社が管内の取次供給所を選定し、当該取次供給所が実際の供給(販売)を行っている。 長崎市においては、3社の取次供給所を選定し供給を行っているが、納入する学校によって取次供給所(販売店)が決まっているため、右記業者と1者による随意契約を行うもの。	長崎市浜町8番29号 (資)好文堂書店 代表社員 高橋 信也	2,556,198円	平成30年4月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
4	小学校教科書・指導書購入(その3)【単価契約】	教育委員会 教育総務部	教科書・指導書については、発行者が教科書供給会社と教科書供給契約を結んで供給を行っている。 長崎県においては、教科書供給会社である長崎県教科書株式会社が管内の取次供給所を選定し、当該取次供給所が実際の供給(販売)を行っている。 長崎市においては、3社の取次供給所を選定し供給を行っているが、納入する学校によって取次供給所(販売店)が決まっているため、右記業者と1者による随意契約を行うもの。	長崎市中園町6番19号 (有)くさの書店 代表取締役 草野 義広	1,624,798円	平成30年4月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5	水道メーター(再生品)購入	上下水道局 業務部	<p>水道メーターの改造修理(再生)は、計量法では製造に含まれ、製造事業を行おうとする者は、都道府県知事を経由して経済産業大臣への届出が義務付けられており、(計量法第40条 事業の届出)この届出を行っている事業者は長崎県内では右記業者のみである。</p> <p>また、全国の特定制量器(水道メーター第一類)の製造事業者として届出を行っている業者のうち、長崎市の有資格業者として登録されている事業者に取扱の調査を行ったところ、再生品の水道メーター器の販売が無い、また販売を取り扱っている事業者も水道メーター器のパーター契約(中古品の引き取りを含む契約)が基本であり、新規に一定個数の再生品メーターの購入のみの対応は難しいとの返答であった。</p> <p>よって、特定制量器の製造事業者として登録があり、また、販売できる唯一の有資格業者である右記業者と随意契約を行うもの。</p>	長崎市古町54番地 長崎市管工業協同組合 代表理事 岩永 堅之進	3,693,600円	平成30年4月26日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号
---	---------------	--------------	--	--	------------	------------	-----------------------------